

2 良質な住宅・居住環境の確保を図る

子どもの養育及び成長に適した良質な住宅・居住環境の確保を図るため、税制や融資等による子育てに適した住宅確保の支援、公共賃貸住宅における多子世帯の支援、保育所等を併設した住宅の整備、都心における職住近接等により、安心してゆとりある住宅の整備を促進している。

(1) 子育てを支援するゆとりある住宅の確保

子育てに適した住宅の確保については、住宅ローン減税制度や住宅金融公庫の証券化支援事業等による住宅取得の支援を行ってきた。2004（平成16）年度においても、2003（平成15）年度同様の住宅ローン減税（最大控除額500万円）を2004年12月31日まで入居する者に適用することとしている。また、特定優良賃貸住宅供給促進事業や都市再生機構における民間供給支援型賃貸住宅制度により良質なファミリー向け賃貸住宅の供給を促進するとともに、新規に建築される公共賃貸住宅はバリアフリーを標準仕様としている。

シックハウス対策については、「建築基準法」（昭和25年法律第201号）が改正され（平成15年7月1日施行）、新たにホルムアルデヒドに関する建材の制限、換気設備設置の義務付け等が規定された。

(2) 公共賃貸住宅における多子世帯の支援

公共賃貸住宅における多子世帯の支援では、公営住宅における多子世帯の優先入居、都市機構住宅における当選率の優遇措置を図っている。

(3) 保育所等を併設した住宅等の供給の促進

保育所を併設した住宅等の供給については、大規模な公共賃貸住宅団地の建替えに際し保育所等の一体的整備を原則化し、市街地再開発事業等における施設建築物内に保育所等を導入した場合の補助や保育所等に関する容積率制限の緩和等を行っている。

(4) 職住近接の実現

都心における職住近接による子育て世帯の支援では、既存オフィス等のファミリー向け賃貸住宅への転用をはじめとする都市型住宅の供給を促進している。

3 子育てを支援する道路交通環境の整備

妊婦、子ども及び子ども連れの人が安全にかつ安心して通行することができるよう、交通事故が多発している住居系地区又は商業系地区796か所を「あんしん歩行エリア」として指定し、都道府県公安委員会による信号機、光ビーコン等、道路管理者による歩道、ハンプ（道路上の凸型施設）、クランク（ジグザグ蛇行）等の整備等を重点的に実施し、生活道路における歩行空間の整備及び通過交通の進入や速度の抑制に努めている。また、音響信号機、歩行者感应信号機等のバリアフリー対応型信号機の整備を推進するとともに、幅の広い歩道の整備や、歩道の段差・勾配の改善等に取り組み、歩行空間のバリアフリー化に努めている。

第4節 再就職の促進

1 再就職支援の推進

2001（平成13）年度から、全国のハローワー

ク等に専門の相談員を配置し、労働者、求職者に対してキャリア形成に資する相談援助、情報提供を行っている。

また、職業能力開発施設における職業訓練は、通常、月曜日から金曜日の5日間に、概ね9時から16時までで実施されているが、土日・夜間

等の時間帯を活用した柔軟な訓練コースを設定し、訓練機会の確保を図った。

第5節 社会保障における次世代支援

1 年金制度における次世代育成支援措置

世代間扶養の仕組みを基本に運営されている公的年金制度においても、将来の支え手となる次世代育成支援の充実は重要な課題であり、可能な限り取組を進める必要がある。

現行制度においては、育児休業を取得した厚生年金の被保険者について、子が1歳に達するまでの間、被保険者本人及び事業主分の保険料を免除するとともに、給付算定上、育児休業取得直前の標準報酬月額で保険料納付が行われたものとして取り扱っている。

2004（平成16）年6月に成立した「国民年金法等の一部を改正する法律」（平成16年法律第104号）では、年金制度における次世代育成支援措置を拡充する観点から、

2005（平成17）年4月より、

育児休業中の保険料免除措置について、子が3歳に達するまでの間に延長する

子が3歳に達するまでの間、勤務時間の短縮等により標準報酬月額が低下した場合、保険料は実際に低下した賃金に基づいて算定する一方、将来の年金額を算定する際には、以前の標準報酬月額に基づいて算定する

育児休業等を終了した者が、復帰後育児等を理由に報酬が低下した場合には、育児休業終了後3か月間の報酬月額を基に標準報酬月額を改定する措置を講じることになっている。

2 児童手当の充実

児童手当制度は、児童養育家庭の生活の安定に寄与することを目的として、1972（昭和47）年に発足し、以降、数度にわたり充実が図られている。

2003（平成15）年度現在の児童手当制度は、以下のようになっている。

支給対象 第1子以降0歳から義務教育就学前

（6歳に到達後初めての年度末まで）

支給対象児童数 約645万人

支給額 第1子・第2子 5,000円/月

第3子以降 10,000円/月

所得制限 596.3万円未満 ただしサラリーマンは780.0万円未満（収入ベース）

（扶養親族 被扶養配偶者＋子ども2人の場合）

給付総額 4,370億円（平成15年度予算額）

また、急速な少子化の進行等を踏まえ、総合的な次世代育成支援対策を推進するため、子育てを行う家庭を経済的に支援するため、2004（平成16）年4月からは、「児童手当法」（昭和46年法律第73号）の改正により、支給対象年齢が、義務教育就学前から、小学校第3学年修了前（9歳到達後最初の年度末）までに引き上げられ、これにより、支給対象児童数も約940万人へと増加することになった。